

Boys v. Chaplin に関する若干の学説について

本 浪 章 市

はしがき

- I パール 法律抵觸——不法行為——今なお「問題の多い領域」
- II カーター 外国不法行為——論評
- III グレーヴソン 現代の不法行為の準拠法の動向——結論
- IV ノースおよびウェブ 外国不法行為と英國裁判所——Chaplin v. Boysの效果
- V カーステン Chaplin v. Boysのもう一つの分析——この判決の長短
- VI マグレーガー 國際的自動車事故の問題——判決理由
- VII モリス 不法行為——Boys v. Chaplin
- VIII ナイ 不法行為のプロパー・ロー——眞の抵觸の解決
- IX フォーセット 不法行為の選択における法目的の考慮——結論
- X カーター 不法行為——法選択と契約上の責任制限

## は し が き

一見して、少なくとも伝統的規則に背馳する *Boys* 判決が提示されたとき、この判例の解釈をめぐって種々の論議が行われた。そして、ノース・チェシャーほどの最も權威あるスタンダードな教科書さえ、その第十版の所説を第十一版において手直し若しくは改訂しなければならなくなる位、その後の判例の推移や時折りの学説の展開をも含めて、この判例の解釈がいかに多様で多岐にわたるかに思いを到さざるをえない。けれども、この衝動的な判例の直後からいろいろの評釈が表出され、それらが有能な学究の手になることも確かである。余り多数なのでは総ての論評の全文をとつてい網羅できないから、本稿はそれらの一部を抜粋したり概括して、それぞれの評釈のエッセンスを部分的に紹介しようとするものである。ただ、英国の判例評釈は英国独特の解釈の仕方があり論旨の力点の置き方も個々に異なつていて、すんなり理解するには難渋に過ぎるかもしれない。それにも拘らず、これらの評釈の比較検討は *Boys* 判決の提起した論点を展望し整理する上でなお有意義であると考ええる。

### I パール 法律抵觸——不法行為——今なお「問題の多い領域」<sup>(1)</sup>

一九六三年十月のある日、マルタの太陽のもとで、デイヴィット・ボーイズは友人のスクーターの後部座席に相乗りしていた。リチャード・チャップリンの自動車と衝突し、ボーイズは身体に重傷を受けた。チャップリンは過失を認めた。およそ六年後に、貴族院は苦痛および苦悩に対する二二五〇ポンドと財産的損失の五三ポンドに相当する二二〇三ポンドの損害賠償を求めるボーイズの請求を支持した。外国で蒙る事故の将来の被害者は上告訴訟までする苦

労と出費をせずに済むことが期待される。しかし、Boys v. Chapin の貴族院判決はこれを極めて疑わしいものにした。一九六八年のケムブリッジ・ロー・ジャーナル二一九頁における控訴院判決の評釈中で、筆者は、貴族院が「抵觸法のこの問題の多い領域について権威ある解決策をわれわれに提示」すべきであるとの主張をした。だが、そうはならなかった。実際に、五人の貴族院判事の判決文を結合した効果は、Phillips v. Eyre と Machado v. Fontes という指導的判例を、法律状態が目まぐるしく変化する万華鏡の中に投げ込むことになった。この「抵觸法の問題の多い領域」を人がいずれの方向に揺するかによって違った結果が現れる。

Phillips v. Eyre において、ウイレス判事は外国不法行為に関し英国裁判所で提起された訴訟について一般原則を設定した。「第一に、その権利侵害はそれが英国において行われたとすれば、訴え得たであろうような性質のものでなければならぬ。第二に、その行為はそれがなされた場所の法律によって正当とされえたものであってはならない」。ピアソン卿とドノヴァン卿はウイレス判事の規則の第二肢の「正当とされうる」という文言をその行為が行為地法によって申し開きが立ちまたは無害であってはならないことを意味すると解釈した。従って、彼らは批判の多い判例である Machado v. Fontes を Phillips v. Eyre の公式の範囲内に入るものとして受入れた。行為が行為地法上無害であるか、あるいは行為地法によれば申し開きのたつとき、原告は敗訴するであろう。事情が反対のときは、法廷地法によって勝訴が保証されるならば、原告は法廷地法のもとで勝訴するであろう。原告が行為地法による民事上の請求を認められていなかったり (Machado v. Fontes)、あるいは (本件自体のように) 苦痛および苦悩のような特定の損害賠償の項目のもとで原告がいかなる請求権をも有しない事実拘らず、結果はこうなるだろう。ピアソンやドノヴァンの見解では、ウイレス判事の第一の条件は法廷地実質法に支配的役割りを付与している。この見解は第

一番のミルモ判事によって、また控訴院のアップジョン卿によって受入れられてきた。

対照的に、ゲスト卿は事件のこの側面に関して、外国で行われた不法行為に対する英国における訴訟を正当化するためには、行為が英法によってかつ行為が生じた国の法律によって、訴え得るものでなければならぬという立場を受入れた。ゲスト卿は *Machado v. Fontes* に関する自分の見解を明示的には述べなかったが、*Phillips v. Eyre* 公式のそのような解釈は黙示的に *Machado v. Fontes* が破棄されたということを当然に意味する。従って、ゲスト卿は控訴院でディプロック判事が採った立場の方に歩み寄っている。

ホドソン卿とウィルバーフォース卿の双方の判事は *Machado v. Fontes* によって提示された「正当とされうる」の「不当でない」という解釈を拒否した。しかし、彼らは行為地法を推進するに当ってゲスト卿やディプロック控訴院判事程には徹底しなかった。ホドソン卿も同調したウィルバーフォース卿は、関連する請求についての民事責任が、行為のなされた外国の法律のもとで、現実の両当事者間に存在することを条件として、英法に依れば不法行為として訴えうることを要求するように、*Phillips v. Eyre* 規則を云い替えた。

苦痛および苦悩に対する損害賠償の項目はゲスト卿を除く貴族院判事たち全員によって、独立した訴権と性質決定された。従って、本件諸事実柔軟性を欠く *Phillips v. Eyre* 公式を適用することは、ホドソン卿やウィルバーフォース卿にマルタ法に基づくより制限的な損害賠償規則を適用させることになったであろう。ウィルバーフォース卿、ホドソン卿およびゲスト卿によれば、この公式が全く厳密に適用されれば、常に原告に不利に作用する基準となる規則として理解されるはずである。少数意見として、ピアソン卿とドノヴァン卿は *Machado v. Fontes* は有効な法であり、法廷地法に優先権を与えると確信した。

筆者の論評は「Phillips v. Eyre を管轄規則と見做し、それに次いで諸判例から柔軟な法選択規則を打建てるのがより賢明であつたかもしれない」と提案するに在る。([1968] C. L. J. 220, Childres (1961-62) 40 Texas Law Review 336 at p. 342, Spence (1949) 27 Can. J. B. R. 660 at p. 666を参照)。そのような見解は採られなかつたし、学究的な著述家たちにとつて喜ばしいことに、これに対応して学生、法律顧問および将来のハーグ国際私法会議の英国代表 (Newman, 18 I. C. L. Q. 646参照) にとつては難儀なことだが、われわれには Phillips v. Eyre 規則に関する四つの変型を検討する作業が残される。行為地法において行為が不当なものである以上、われわれは法廷地法を適用する(ドノヴァン卿とピアソン卿)。次に、関連する請求が行為地法中に存在することを条件として、法廷地法が適用される(ウイルバークス卿とホドソン卿)。第三に、ゲスト卿の「二重の訴訟可能性」基準がある。そして最後に、訴訟可能性に関し法廷地の公的法目的に服することを条件として、行為地法を専一的に適用することである(ディプロック控訴院判事)。

ウイレス判事はその公式を一般的規則として導入し、ホドソン卿はそれを「一定不変の規則として」と同義語とは解釈しない。柔軟なアプローチに道が拓かれたのはこのようにしてである。ウイルバークス卿は一般的損害賠償という関連する争点を「当該争点に関して、関係する外国規則が法目的の問題として適用されるべきか」を考察するために、当該争点を分離する。「この目的上、外国規則の法目的を検証し、いかなる事態に、いかなる連結があれば、その規則は適用される趣旨であつたか、例えば、本件の状況下でそれを適用しないことが、その規則が対応すべく企図された利益に奉仕するかどうかを、調査することが必要である」

ウイルバークス卿は、連合王国に居住する英国国民は行為地法のもとでは回収できない苦痛および苦悩に対する

損害賠償を、英法に従って別の英国民に対し回復することを妨げられるべきか否かというふうの問題を設定した。原告はそのような損害賠償を回復することを妨げられるべきでないというのが、卿の解答であった。ウイルバーフォース卿は州際抵觸に関する *Babcock v. Jackson* ([1963] 2 *Lloyd's Rep.* 286で英国においても記録されている) 以後の規則で最も簡潔な叙述を提供しているアメリカ法協会の法律抵觸リステイメント(セカンド)(一九六八年五月一日の正式草案)を受容れた。ホドソン卿はウイルバーフォース卿に同意した。

「発生事実および両当事者との関係のゆえに、争訟で提起された特定の争点により大きい関心を有する地域の法律に支配的な効果が与えられるならば、正義の目的が達成されるように思われる。…」

当事者の双方があるいは被告だけでもマルタに居所を有するならば、ホドソン卿は一般的規則を適用するであろう。ピアソン卿は違った思考方法で法規則を考えていたが、それにも拘らず、見えすいたフォーラム・ショッピングの場合には当然の法廷地なる規則を適用する用意があった。ゲスト卿とドノヴァン卿は同僚の判事たちより柔軟性に乏しく、控訴院のアップジョン卿やディプロック判事と共に、順応性を帯びた *Phillips v. Eyre* 規則の承認を拒否した。筆者は多数意見によって採択された柔軟なアプローチを歓迎する。しかし、本件における法廷地選択の当否については留保する。国籍、住所、居所のような連結素は不法行為訴訟との関係で適用されると不安定さを生じる。それぞれ相異なる法律を身に付けた五人の人が一しよに歩いたり座ったりしているのを見ることが屢々起ったと、アゴバルドゥス僧正が言うことのできた未開人の古い時代にわれわれは立戻ったのである。

II カーター 外国不法行為——判例評釈<sup>(2)</sup>

およそ百年の間 Phillips v. Eyre 規則が不法行為に関する英国国際私法の基礎を構成してきた。「一般原則として、外国で行われたと主張される権利侵害につき英国での訴訟を根拠づけるためには、二つの条件が充足されなければならない。第一に、その権利侵害は、それが英国で行われたとすれば訴え得たであろうような性質のものでなければならぬ。…第二に、その行為はそれが為された場所の法律によれば正当とされうるものであつてはならない。」ウイレス判事の言葉はヴィクトリア時代の偉大な判事によつて単にある一般的規則を構成するにすぎないと提言されたが通常は制定法規に対して留保されるほどの尊重を受けてきた。法廷地法と不法行為地法に送致する二重の要件が硬化した正統派的慣行となつた。しかし、一九五一年に英国人(モリスを指す)<sup>(3)</sup>によつて書かれハーバート・ロー・レヴェューで公刊された論説において異端の種子がまかれ、その後の幾つかの米国判例においてこれらの種子が根付いた。最もよく知られているのは多分 Babcock v. Jackson のニューヨーク上告裁判所の判決であろう。その事件では、オンタリオで起つた自動車事故から生じた事案で、被告自身と死亡者(原告は重傷者で死亡者の家族でない。死亡したのは運転をしていた被告の夫であり、死亡者というのは間違っている。)との間に存在した運転者無償同乗者間の関係に照らせば、被告はオンタリオ制定法によつて責任から免れる事実にも拘らず、ニューヨーク法廷は被告は有責であると判決した。しかし乍ら、英国では Phillips v. Eyre 理論の根拠と役割に司法部の再評価がなされたのは最近の Boys v. Chaplin 貴族院判例がはじめてであつた。

Boys v. Chaplin を生じた諸事実は単純である。被告人は上告人の明白な過失によつて惹起されたマルタでの道



路交通事故で重傷を負った。両当事者は事故当時は英国に通常の居所を有しマルタに駐留する英国軍隊に勤務していた。被告人は英国で訴訟を提起し、唯一の争点は損害賠償はマルタ法に従って査定されるべきか、それとも英法に従って査定されるべきかであった。マルタでは被告人は原告人を訴え得たが、五三ポンドと決められていた特別損害賠償とそれに加えて、(不確定ではない)一定の将来の経済的損失を回復しうるに過ぎなかった。それに対して、英法のもとでは、さらに加えて苦痛、苦悩、快適さの喪失及び不確定な将来の経済的損失を回復しえた。公判裁判官は英法を適用し、被告人に二二五〇ポンドの一般損害賠償と五三ポンドの特別損害賠償を供与した。控訴院はディプロック判事の反対意見こそあったが公判裁判官の判決を確認した。貴族院判決は全員一致であったが、5人の上告裁判所判事たちは相異なるかつ時には苦渋の満ちた手順によって同じ結論に到達したのである。

ゲスト卿とドノヴァン卿の判決理由は最も魅力に乏しいと提言される。それぞれが英法は法廷地法として適用されると判決した。ゲスト卿は解決すべき問題は損害賠償額の算定に属し、そのようなものであるから手続問題であるとの見解を採った。ドノヴァン卿は争点は両当事者の権利に関するものでなく利用しうる救済の性質に関するものであると判決し、また同卿は法廷地は法廷地自体の救済を充たしなげなければならないという理論の助けに頼ったのである。

ゲスト卿は「損害の項目に影響する問題と損害の算定に影響する問題との間に区別のあることは明らかであり、前者は不法行為地法に適した問題であり、後者は法廷地法に適した問題である」と述べた。彼は本件における争点は後者の範疇に属すると判断した。Boys v. Chaplin の争点を手続と性質決定することは、手続事項は法廷地法によって規律されるべきであるという規則の根底にある法目的に調和するようだがそれは理屈に合わない」と提言される。特定の事実状態の外観がいかに異質なものであろうとも、便宜という最重点に考慮すべき事柄が要求するある事項が存在

し、それらは常に法廷地の地域法によって規律されるべきであるというのがその法目的なのである。明白な実例は証拠の許容性、裁判官と陪審の相対的役割および一般的な審理行為であり、またもちろん損害賠償の算定に關係する若干の技術問題もそうである。しかし、同様の考慮は補償が取得されうる損害の範圍に関する問題には適用されない。法廷地の便宜は、苦痛、苦惱、快適さの喪失等への損害回復を認めないからといって重大な仕方では侵害されることはない。D'Almeida Aranjio(J), Lda v. Sir Frederick Becker & Co. Ltd. においてそのプロパー・ローがポルトガル法であった契約の違反訴訟において、英法によれば、行為と損害との因果關係がなくてはなかつたが、ポルトガル法によれば殆ど因果關係のない損害につき回復を許さないことに、裁判所はまったく困惑を感じなかつた。

Boys v. Chaplin において、ドノヴァン卿は救済は法廷地法に適合した事項であるとの原則に依拠した。英国裁判所は英内国法に知られていない型の救済を利用できないというのは疑いの余地なき眞実である。さらに、これは便宜の考慮にも基礎づけられる。しかしながら、損害賠償は伝統的な普通法上の救済であつて多額ではなくむしろ小額の裁定をしたり(あるいはその逆の裁定を)することは決して都合の悪いことではないから、殆どその(救済は法廷地事項という)規則の法目的の適用範圍内にはない。

手続事項は専ら法廷地の内国法によつて規律されるという規則、および法廷地はそれ自身の内国的救済を利用するに過ぎないという規則は双方共に(前者は直接的に、後者は間接的に)訴訟がある特定の国で提起されたという事實の意義を極大化する傾向がある。この意味で双方の規則は国際私法の主目的の一つに相反するものである。各々の規則は実務上の便宜の考慮によつて必要とされるが、各々の規則は狭く解釈されるべきであり、現実に実務上の便宜が必要とする限度を超えて拡張することを許されてはならないであらう。

ピアソン卿もまた法廷地法として英法を適用したが、彼は準拠法として、即ち、実質上の争点を規律する法律として、法廷地法が適用されると判決したのである。不法行為訴訟における法選択規制は *Phillips v. Eyre* におけるウイレス判事の判決文中で要約されており、法廷地法を第一義的に強調したとの見解を持った。ピアソン卿は「充足されなければならない諸要件についてのウイレス判事の記述（それはウイレスの公式と呼ばれようが）は、そのような事件で英実質法が支配的な役割を演じ訴訟原因を決定するが、他方、行為が行われた場所の法律は行為の正当理由を提供し、訴訟原因を無効とすることはありえても、それ自身で訴訟原因を決定しないという点で副次的役割を演じることを証明している」と言及した。本件においてマルタ法は被告の行為について何らの正当理由をも提供しない。したがって專一的に英法が適用される。ピアソン卿の判決理由は「ウイレス公式」の第一肢の基礎を形成している *Halley* 号事件という批判の多い規則への賛同および実際にその規則の強調を含んでいる。同時にピアソン卿は恐らく一層厳しく批判されさえしている *Machado v. Fontes* の控訴院判決について、「私見によれば、この判決はウイレス公式の一つの当をえた解釈に関係していた」と述べた。同卿は「*Machado v. Fontes*」で解釈されたようなウイレス公式に従い法廷地法に優越的な役割を与えている英国規則は十分に確定している。その規則は確定性と適用の容易さという利益を有する。それは英国裁判所が自己自身の正義の観念に従って判決を下すことを可能にする。訴訟が英国裁判所に妥当な仕方では提起された通常の事件のためにこの確定した規則を放棄ないし修正すべき十分な理由を見ない」と結論した。しかし、ピアソン卿は法廷地法の適用が生じることのある「*フォーラム・ショッピング*」の危険性を意識しており、「原告がどこか他国の裁判所において被告を訴えるのが当然でありかつ妥当である」事態においては…「公序事項として、英国裁判所が『*フォーラム・ショッピング*』を抑止する目的から当然の法廷地の法

律を適用するのが望ましいであろう」ことを認めた。

そうした手加減はどのような口実に基づくにせよ、法廷地内国法の適用が導く可能性のある望ましくない結果を幾分でも軽減しうることはもちろん真実である。既に指摘してきたように、法抵触法の主要な目的の一つは選択された法廷地のいかんを問わず、結果の統一性を達成するにある。いずれにせよ、法廷地法が適用される場合には、この目的の達成は危険に陥るのである。Boys v. Chaplin 自体においても原告は訴えようとすれば「当然かつ適法に」マルタで訴え得たであろうし、結果は違ったものとなったであろう。結果の統一性という目的とは本質的に相容れない、法選択規則に加えられたはつきりしない公序というこじつけに頼ることによってある目的が最もよく達成されるというのではない。

ホドソン卿とウィルバーフォース卿はともに外国不法行為に関する事件では不法行為地法が主要な役割を演じるという基本原則を受入れた。各々の判事は伝統的に確定されているとして Phillips v. Eyre 規則に賛同したが、それぞれがその規則はあらゆる事件のすべての争点に柔軟性に乏しい仕方でも適用されてはならないと判決した。ホドソン卿はウィレス判事自身がその公式化された記述の前置きに「一般的規則として」という文言を付している事実と言及した。ホドソン卿もウィルバーフォース卿も共にこの一般的規則は本件では適用されないと判決した。裁決されるべき争点に対処しつつ、ホドソン卿は「発生事実および両当事者との関係のゆえに、訴訟において提起された特定の争点により大きい関心を有する地域の法律に支配的な効果が与えられるならば、正義の目的が達成されるように思われる」と述べた。ウィルバーフォース卿は「この項目の損害賠償が認容されるべきか否かという争点は過失の有無その他の事案の残余の部分と分離され、両当事者および彼らをめぐる諸般の状況と関係づけられ、また地域法の規則並び

にそうした状況下にある両当事者にその規則を適用する法目的との関連において検証される必要がある。被告がいやしくも有責であったがどうか争点であったとすれば、確かにウィルバーフォース卿はまた恐らくホドソン卿も一般原則から逸脱しなかつたであろう。一般的規則からの独得の逸脱は独得の争点(即ち、マルタ国が自国外に居住する人々に適用する利益をもたない損害賠償額を制限しているマルタ規則の適用可能性)を決定するにあたって、事件の独得の諸事実(即ち、両当事者は英国に住所および通常の居所を有する英国民であった事実)によって正当化された。だから *Phillips v. Eyre* 規則は少なくとも不法行為の英国国際私法の基礎として存続している。このことはきわめて明白である。その上、*Phillips v. Eyre* 規則の範囲が特定の一点について明確にされ改善された。*Machado v. Fontes* は明示的には破棄されなかつたけれども、当該事件で *Phillips* 規則の第二肢につき下された過剰な文理解釈が否認されたように思われる。実際、控訴院は *Machado v. Fontes* は破棄されるべきであるとの見解を採った。貴族院においては、ホドソン卿とウィルバーフォース卿が同意見であった。ドノヴァン卿は幾らか内密に判決は「*Phillips v. Eyre*」規則の範囲内にあるけれども、その濫用である」と述べた。他方、ピアソン卿は *Machado* 判決を「ウィレス公式の正確な解釈」を含んでいると考えたが、後で *Machado v. Fontes* で偶々起こったことの繰り返しを防止する公序による修正の可能性に言及した。

他方、*Phillips v. Eyre* に対し浴びせられてきた批判のもう一つの焦点、即ち、英法による訴訟可能性という一般的な要件は無傷のまま生き延びた。損害賠償という争点に英法を適用するためのもつともらしい理由の探索に実際に駆り立てた *Boys v. Chaplin* 独得の諸事実は、*Phillips* 規則のこの要件の再評価の絶好の機会を提供しなかつたので、法律抵触における不法行為に関する主要な研究論文の著者ハンコックはそのことにつき以下のように記述している。<sup>(4)</sup>

「我々は機械的な法律学、法目的や結果を顧慮することのない言葉だけの公式の墨守のもっと顕著な事例を見出すのにもっと長くかかるであろう。」

Phillips v. Eyre 理論の維持は、不法行為地法への送致が客観的に決定される不法行為のプロバー・ローへの送致に代替されるべきであるという思考の拒否に、必然的に関わるものである。ゲスト卿やドノヴァン卿の拒否は明示的かつ断乎たるものである。ピアソン卿は明白に言外の意味でこの考え方を放棄した。ウィルバーフォース卿も恐らく例外という方法による以外にはプロバー・ローの適用可能性を否認した。<sup>(5)</sup>

Boys v. Chapin 判決によつて不法行為に關する國際私法に導入された主たる不明確さは、Phillips v. Eyre 規則からの許される逸脱の性質および限度に關するものである。同一被告の過失の結果、同一の事故でマルタ人が同様の傷害を蒙り、かつ被告も原告も共に英國で訴訟を提起したとすればどうなるか、英國裁判所は原告の国籍、住所および居所を根拠として非常に違つた損害賠償を裁定したであろうか。あるいは、英國裁判所で訴えた原告がスコットランド住所を有すると認定されたと仮定せよ。たぶんゲスト卿とドノヴァン卿はそして恐らくピアソン卿も依然として英法を適用したであろう。しかしホドソン卿とウィルバーフォース卿がこの仮定に基づいて英法を適用したのであることは明らかではない。さらに Boys v. Chapin とは逆の事実状態を考察し、あるマルタ人が別のマルタ人にロンドンでの道路事故で傷害を与えたと仮定しよう。英國裁判所はマルタ訴訟手続きで取得しうる額にまで損害賠償を制限するであろうか。<sup>(6)</sup> 控訴院のディプロック判事の孤立した反対意見のアプローチが、最も異論が少ないという思考に駆り立てるのはこのような問題の考察である。ディプロック控訴院判事は Boys v. Chapin の諸事実に基づきマルタ法のもとで取得しうる額まで損害賠償を制限したのである。

行為と損害の因果関係の有無の問題への不法行為地法の適用は不法行為訴訟において生じることのある総ての争点に、不法行為地法を自動的に適用することを意味しないのはもちろんである。—例えば、配偶者は相互に訴えうるか、使用者は被用者の行為につき代理責任を負うか、また自動車の運転者は無償同乗者に対して責任を負うか等に関する場合のように—<sup>(7)</sup> Phillips v. Eyre 規則に厳格に固執することが、なんらかの理由で不適切な多くの争点が存在する。適切な争点について Phillips 規則からの逸脱の要求を満たすのは柔軟性というムードであるが、貴族院は今や不法行為の法選択をその中に包摂してしまった。

しかし、Boys v. Chaplin の問題、即ち、行為と損害との因果関係の有無に関する問題はそのような争点のものではないとの見解が介在する余地がある。責任の問題と責任の限度の問題とは法選択目的上著しくは分離できないと主張されよう。責任を決定する法律は論理的にも法目的上も責任によって意味されるものをも決定すべきである。

### Ⅲ グレーヴソン 現代の不法行為の準拠法の動向—結論<sup>(8)</sup>

以上のようにして、貴族院は全員一致で原告は五〇ポンドではなく二〇〇ポンドを受取るべきであると判決し、それに付帯して外国での不法行為および損害賠償に関する普通法を發展させた。ウィルバーフォース卿は伝統的規則について「これは申し分のない規則であるか」と質し、「それは一応偏狭な外観を有している…確実な学理上の原則に依拠していない…かつ英語を話すコモン・ロー世界の外部では殆ど見られないものであることが認められよう。だが何かよりよい一般的規則が案出されうるか、あるいは恐らくある調整を加えた現行規則が英法制度に最もよく適合するか」と自問自答した。英国規則と他国制度の大多数の規則との矛盾（またはその逆）を認めることは、その規則

の作動すべき社会の国際的性格の増進に関連してことに重要となった。議論の前提から云って、その規則は地域的性格に限らない事態を取扱うものである。ヨーロッパ法の一致およびそれ以上のものを目指す動向は学究の夢どころではない。それは多くのヨーロッパ諸国の一般的な法目的である。連合王国自身国際私法に関する不法行為規制の統一というこの一般問題に大いなる関心を示してきた。道路交通事故の準拠法に関する一九六八年のハーグ条約を別としても、製造者の責任ならびにその製造物ないし製作物の欠陥に対し修復を行う責任に関して予定されている一九七二年のハーグ会議に向かつての作業への参加を希望するであろう。この問題の重要性を強調するかのように、最近に大法官は外国での不法行為の準拠法という一般問題を考察するためにディプロック卿を議長とする委員会を任命した。

一九六九年九月この項目は国際法協会の重要な決議案の主題となった。このような関心や活動を背景として、われわれは *Chaplin v. Boys* の貴族院判決を期待はずれでないと見做しうるか、不承不承ではあるが、法の発展のために最高裁判所に対して与えられる機会さえ、せいぜいそれ自体が原告に係る唯一つの問題、即ち、「賠償額はいくらか」という問題を基礎とする弁護人の訴答や弁論の枠内に限られるということ、吾人は余儀なく知覚せざるをえない。これらの要件を挿むと、出現するであろう法律は特定の判決の副産物にすぎないように思われる。幸にも、*モン・ロー* の発展のために貴族院判事たちは、他の諸事件におけると同様に本件でもこれらの狹隘な限界を乗り越え、この十九世紀の規則が二十世紀後半に出現しうるために扉を開いた。だが、貴族院はその諸判決によって法作成をするけれども、折りにふれてわれわれに思い起させようと努めるように、その機能は司法的なものであって立法的なものではない。*Chaplin v. Boys* という歴史的事件によって露呈された法の不安定さは国内的にも国際的にもこの法部門の将来に関わる法委員会その他の注意を免れそうにない。この路線に沿ってわれわれはなお *Chaplin v. Boys* に



において達成された穩當かつ決定的な結果の立法上の活用を期待しえよう。

#### IV ノースおよびウェブ 外国不法行為と英国裁判所——*Chaplin v. Boys* の効果——結論<sup>(9)</sup>

公正にみて、論評中の事件は人身侵害事件であつたことが想起されるべきであらう。そのような事件について、ホドソン卿は「ある国に入国することによって、人がその国の特別な法律に服するというのは必ずしも眞実ではない」と言及した。それ故、この文脈から判断すると、貴族院判事たちの多数意見は、この移動の容易な時代に、個々の事件の諸般の状況に応じた明らかに正当な解決なるもの、かつ実際に、ダイシーモリス<sup>(10)</sup>で輪郭を示された「社会環境」基準に合致したものを達成するために、裁判官の法作成をひるまずに行う用意のあつたことが分かるが、そのことは眞に満足のゆくものである。

他方、純粹に實際の見地よりすれば、この貴族院判決を適用しそうな裁判所をもつ地域の法曹実務家は、ある人身侵害事件が本件とびつたし一致しない限り、その事件の潜在的原告に助言する仕事を極めて難儀と思うのも無理はない。本件でアプローチや解決策がいろいろと相違しているのは、*Indyka v. Indyka* の貴族院判決<sup>(11)</sup>によつて外国離婚判決承認の分野で生じた不安定さを、著述家たちに思い出させる。恐らく、雑多な不法行為の分野におけるより、その分野において、安定性はより望ましいばかりでなく、一口容易に達成されるし、貴族院判事たちが柔軟性の名のもとに、涉外不法行為の分野で、下級裁判所により大きな裁量の余地を委ねることを肯認されて然るべきであるといつても正鵠を失しないであらう。それにも拘らず、*Indyka* 事件に就いてと同様に、われわれは荒野における唯一の明白な声の導きを望みえたであらう。だが実状は、裁判に付しうるそれぞれの不法行為についてだけでなく、裁判に

付しうる不法行為の各々の分野の中でも事件毎に、第一審判事たちによって法が発達させられなければならないこととなる。不法行為に関する抵觸事件の発生率の低さを念頭にければ、不法行為の分野においては、外国離婚判決承認事件におけるように速やかに、こうした司法部による法発展がなされるかどうかは疑わしい。（ただし、現実には外国離婚判決承認規則の作定は立法作業によって達成された。——訳者注）

不法行為が行われた場所に就いて（本件）諸事実は全く困難を生じなかったことが正しく認識されたであろう。幾つもの相異なる法域において名譽を毀損する放送が聴取され、または国際的にかなり頒布される名譽毀損の論説が読まれ、あるいは一國で製造された薬品が、多くの外国でそれを服用した患者たちに被害を与えた場合のような「入り込んだ」事態に、貴族院判事たちが直面しなかったことが悔やまれる。貴族院判事たちが、新しく発見された「柔軟性」の限界を一戸明確に設定し、新しい「二重の訴訟可能性」規則が適用される場合に為されるように、被告が二連の抗弁、即ち、法廷地法と行為地法に基づくそれを利用しないように、不法行為地法の役割りを一戸厳密に限定することを要求する効果をこうした事態はもたらしたかもしれないのである。

#### V カーステン *Chaplin v. Boys* のもう一つの分析——この判決の長短<sup>(12)</sup>

*Chaplin v. Boys* で全面的に期待を充足されたり、または全面的に不満をいだく人は誰もいないであろう。総ての人にとって何らかの価値はあるが、どの人にも物足りない所がある。*Machado v. Fantes* は破棄されたが、「*The Holly*」は賛同された。フォーラム・ショッピングは公然と非難されたが、手続の限界は未だ確定してはいない。価値のある例外則が創設されたが、よくない一般原則が確認された。貴族院判事たちは一方では除去したものを、他方

で付与するということを繰返した。

*Machado v. Fontes* の臨終に涙を流す必要はない。その判決はフォラム・ショッピングをする連中の憲章だった。貴族院判事たちがフォラム・ショッピングの打破の必要に合意したのは正しう。*Machado v. Fontes* を支持した判事たちさえ、法廷地と関連をもたない当事者へのその適用を拒否した。しかし、彼らは当事者の一方が法廷地と関連を有した事件でなら、それを適用したのであろう。認可された顧客は依然として「英国を買う」ことを奨励されたであらうし、不法行為法が全く責任を創設していない場合にも、なお損害賠償を請求することを助長されたであらう。このことは英国裁判所がそれ自身の正義の觀念に従って判決を下すのを可能にするといわれた。しかし、国内事件に適用される場合に正当な規則が、眞の抵觸事件に適用される場合にも等しく正当であると想定するのは誤りである。

*Machado v. Fontes* の破棄はそれでもまだ英国における不法行為のフォラム・ショッピングに終止符を打たなかったようである。これは実質と手続との区別に就いてあいにく貴族院判事たちの間に意見の不一致があったためである。損害賠償の項目の問題は、後者即ち手続の範ちゆに属するという見解は、フォラム・ショッピングをする連中に他所では得られない裁定を英国で得られるという見込みを提供する。現在權威あると思われるこれと反対の見解は、一般的根拠よりもまた論理的にも望ましいものである。「手続」という性質決定は法廷地法の自動的適用に導くから、不正および国際的不調和という重大な危険を創り出す。従って、それは出来るだけ制限されなければならない。損害賠償の項目の問題は、手続は法廷地法によって規律されるといふ規則の理論的根拠の範ちゆに属さないから、その問題は実質事項と見做されるべきである。論理もまたこの見解を支持する。損害賠償の項目の存在は通常訴訟原因の存在を決定する。だから、損害賠償の項目の問題と訴訟可能性の問題との間には密接な関連がある。後

者は明らかに実質事項だから、前者も等しく実質事項であらねばならない。

英法による訴訟の可能性を要求している法選択の一般的規則の最初の部分は過去において大いに批判されてきた。

その規則は国際的不調和を生じうるのみでなく、英国で訴えるしか選ぶ手段をもたない救済に価する原告の権利の侵害を煮起することになりかねない。それでもやはり、貴族院判事たちは不法行為の法選択に法廷地法の果す支配的な役割りを明示的に再確認した。そうすることで、判事たちは連結素としての不法行為地法への主たる反対理由、即ち、不法行為地はしばしば偶然に定まる、その場所がどこかを決定するのは必ずしも容易でない、その法律を立証しなくてはならないのは不便である等々の理由を示した。しかし、一般的規則への例外則の使用は最初の反対にその都度対処するであろうし、とにかく、この反対や（それ程重要でない）別の反対はいずれも貴族院判事たちが一般的規則の第二部分のもとで不法行為地法の役割りを容認したことと全く矛盾する。成程、不法行為地は連結素として弱点を有している。だが、このことは法廷地法の主張をより強力にするものではない。少なくとも、法廷地法と違って、どの裁判所がそれを適用しようとも同一の結果を生じる確定的な連結素に送致するという利点を有する。不法行為の法廷規則の中への法廷地法の侵入によって創り出される国際的不調和に対して十分な弁明事由はない。<sup>(13)</sup> 貴族院判事たちが Halley 号事件に同意したことは全くのこのころ Chaplin v. Boys の最も遺憾な特徴である。

Chaplin v. Boys の最も新奇な特徴は一般的な法選択規則に対するプロパー・ローという例外則である。この例外は本件が裁判所に提起されたときは正義を招来したが、法的不安定を生じるという事由で反対を引起こした。実際これはアメリカの経験であったことに疑いはありえない。だが、アメリカではプロパー・ローは基本的規則であって、眞の抵觸事件でも相抵觸する法目的や利益を較量し、その中から選択するよう裁判所に要求する。虚偽の抵觸の解決

に限定される、一般的規則への例外として、プロパー・ローを英法に導入することによって、貴族院判事たちはこの不安定さという危険を大いに削減した。判事たちが出来る限り一般的規則が一定の連結素へ送致すべきであるという点で意見を同じくしたのは正当である。<sup>(14)</sup> さもなければ、「訴訟当事者やその法律顧問たちがしつかりした足場を見出す予測も立たないような裁判官の自由裁量権の分野」<sup>(15)</sup>の危険がつきまとうであろう。柔軟性と例外の範囲は機械的な不法行為の法選択の厳格さを大いに緩和するし、<sup>(16)</sup>法選択規則は総ての抵觸事件で機械的に適用されるべきでないと思えることによつて、貴族院はあらゆる法部門における虚偽の抵觸の解決への道を切開いた。これが英国抵觸法への *Chaplin v. Boys* の最大の貢献である。

## VI マグレーガー 国際的自動車事故の問題——判決理由<sup>(17)</sup>

本件は将来のために何を判示したのか？ 何が判決理由なのか？ 実は本件は何も判決しなかった。けだし、英法の通用を根拠づけている理由のいずれについても、明確な多数意見はなかったからである。ゲスト卿は単に手続のみに関係すると考えた。彼の同僚は同意を与えず、そのうち三名は明示的に意見を異にした。ドノヴァン卿とピアソン卿は不法行為地法によつて訴訟可能であることは必要でないと考えた。他の貴族院三判事は不法行為地法により訴訟をなしうることが必要であると主張した。ホドソン卿とウィルバーフォース卿は不法行為地法の適用に限定的な例外を創設する用意があった。他の三判事は、たとえ限定的とはいえ、いかなる形のプロパー・ロー理論にも反対するとの意見を述べた。この調和を欠く事態はゲスト卿によつてもたらされたが卿は手続法としての英法の優位に解決することだけに甘んぜず、結束して英法を適用する他のそれぞれの理由にも反対しようとし、それによつて、他

の二つの判決理由のいずれに対しても三対二の多数意見を形成した。こうしてゲスト卿は以下の命題の提出を可能にした。(1) 争点は手続問題ではない、従つて、英法は手続法として適用されるべきでない。(2) *Machado v. Fontes* は破棄される、従つて、英法は最も有力な準拠実質法として適用されるべきでない。(3) プロパー・ローは認められない。従つて、英法はプロパー・ローとして適用されるべきでない。その結果、控訴院のディブロック判事の少数意見が有効であり、マルタ法が適用される!

そのような結論もまた必然的に誤解であるとして簡単に片付けることはできない。けだし、その結論は論理的に不可避と思われるからである。*Boys v. Chaplin* の諸事実と同一の一連の重要な諸事実に基づいて、同様の論点に判決する作業に直面した第一審裁判所を想像することで、この事態は最もよく検証される。英法の適用に道を切開くためには上記の三つの命題の一つが放棄されなければならないのはもちろんである。この行詰りを打開するために、犠牲に供されるのは最も進歩的でない命題である。——換言すれば、ドノヴァン、ゲスト、ピアソンの三卿が手続を根拠として、あるいは *Machado v. Fontes* に依拠することによつて英法を適用するのを妨げられたとすれば、彼らはディブロック控訴院判事に追隨して、マルタ法を適用するよりむしろ、プロパー・ローへの敵対的態度を和らげ讓歩したのであるという推測が恐らく正当化されよう。しかし、そのような議論の見かけ倒しの性格に気づくべきである。その議論は、同等の論理をもつて、三つの命題のうちどれでも一つの命題の破棄を支持するのに、用いることができるからである。魔法使いの弟子のように、貴族院判事たちは無意識のうちに自分たちが殆ど望まない方向に無情な行進曲に乗せて法律を否応なく前進させ始めた。実際にこの貴族院判決の結果を変更することなく、その結果に到達するための判決理由を修正するのに、貴族院自身が新たに掌握した先例を無効にする権限の介入によつて、前進をはじ

めて停止させることができる。

その結果、*Boys v. Chaplin* は画期的判決をわれわれに提示したものとしてでなく、諸事実が喚起した問題の適正な解決についての、貴族院の見解を誇示するための舞台装置を提供したものに過ぎないと見られるに至っている。現実に、選択の範囲は広く開かれたままであるし、法廷地法に依然として付与されている強い説得力さえ浸食されえよう。従って、不法行為地法の承認の主張を提出し続け、さらに加えて、一般的規則として不法行為地法が専一的に規律する資格があることを受容れる段階までわれわれが前進するときに、解決を必要とする二つの重要問題についても考察しておくことは、お門違いで不適当だとはいえないであろう。この二つの問題とは次のようなものである。第一に、どのような情況であれば、不法行為地法は一口適切な法律と考えられるものによって代替えられるのか。第二に、どのような情況であれば、不法行為地法は手続法としての法廷地法に代替されるのかである。

## VII モリス 不法行為——ボーイズ対チャプリン<sup>(18)</sup>

*Machado v. Fontes* はいまや *Boys v. Chaplin* の貴族院の多数意見によって破棄されるに至った。当該事件で貴族院はついに法律抵触における不法行為責任の問題全般について詳しく吟味する機会をもった。しかし、反対意見はなかつたけれども多くの相抵触する意見が介在したため、実際に役立つ現代的な文言で法を云い換える好機は失われた。原告と被告は共に平常英国に居住していたが、英軍勤務中に一時的にマルタに駐留していた。両当事者が非番のときに、スクーターの後部座席に同乗していた原告は被告の過失運転にかかる自動車と衝突し重傷を負った。マルタ法に依れば、原告は自己の出費および立証される稼得の喪失に対する特別損害賠償を回復しうるだけであり、その金

額は諸般の事情から五三ポンドに相当するに過ぎなかった。英法に依れば、苦痛および苦悩に対する一般的損害賠償、即ち、さらに二二五〇ポンドを回復することができた。ミルモ判事はそうするよう拘束されるとして、Machado v. Fontes に従い、不法行為地法のもとで一般的損害賠償が何ら供与されえないことは無関係であると判決し、原告に総額二三〇三ポンドを原告に供与した。控訴院は多数意見をもってミルモ判決を確認したが、それは種々の理由からである。両当事者が英国人なので控訴院長デニング卿は不法行為のプロパー・ローとして英法を適用した。アップジョン卿は、(a)、卿の意見では Machado v. Fontes は妥当な判決であり、かつ、(b)、救済に関係する総ての問題は法廷地法を充當すべき事項であるとの根拠から英法を適用した。ディプロック控訴院判事は反対意見を唱え、不法行為地法たるマルタ法を適用した。デニング卿とディプロック控訴院判事は共に Machado v. Fontes は不当な判決であつて破棄されるべきであるという点で意見を同じくした。

貴族院は被告の上告を棄却した。ホドソン卿とウィルバーフォース卿は不法行為のプロパー・ローというアプローチには批判的であつたが結局はそれを適用し、これを理由として英法が規律しなければならないと判決した。彼らは両者共に賛意をもって第二リステイトメントを引用した。ゲスト卿とドノヴァン卿は総ての救済問題は法廷地法たる英法を充當すべき事項であると判決した。ドノヴァン卿とピアソン卿は Machado v. Fontes は妥当な判決であつて不法行為地法によれば訴えうることは必要でないことを理由として、英法が適用されなければならないと判決した。ここにおいて彼ら貴族院判事たちの判決文の重要で気懸りな特徴に留意しなければならない。英法の適用については、(1)、英法が不法行為のプロパー・ローである、(2)、すべての救済問題は法廷地法たる英法を充當すべき事項である、(3)、Machado v. Fontes は妥当な判決であつて、不法行為地法によつて訴えうることは必要でないという三つ



の正当事由のみが提示された。だがこれらのいずれの見解についても明白な多数意見は存在しない。けだし、(1)、ゲスト卿とドノヴァン卿は明示的にまたピアソン卿も恐らく不法行為のプロパー・ロー理論を拒否し、(2)、ホドソン卿とピアソン卿は明白にまたウィルバーフォース卿も明らかに(損害賠償額の査定ないし算定とは対照的な)損害賠償の項目は実質の問題であつて法廷地法によつて規律されないと考え、(3)、ホドソン卿とウィルバーフォース卿は明示的にゲスト卿は黙示的に *Machado v. Fontes* は不当な判決であつて破棄されるべきであると判示したからである。それでは何が判決理由なのか、この問題には二つの解答のみが可能であるとの意見が提起される。第一の解答は判決理由は何もないものである。しかしこれは自暴自棄の意見である。第二の解答はわれわれはいずれか好きな判決理由を摘出し選択できるというものである。著者の好みはもちろん不法行為のプロパー・ローに組するものである。何故なら、著者がそれを創唱したというだけでなく、他の考えられる判決理由は逆行のように思われると共に、受容れられぬ結末を生じそうだからである。例えば、原告が何らの経済的損失を蒙らないで、単に苦痛および苦悩を受けたとすれば、英法に依れば訴訟原因は存在したが、マルタ法に依れば存在しなかつたであらう。どのようにしてそうした問題を手続として分類することができようか、あるいは、両当事者が共にマルタ人であつたとすれば、不法行為のプロパー・ローは明らかマルタ法となつたらうし、マルタの損害賠償のみが回復されるべきこととなつたであらう。だが手続という理由も *Machado v. Fontes* に基づく理由のいずれもが英国の損害賠償の供与という帰結を生じるであらう。

*Boys v. Chaplin* に関して博識な二人の評論家はそれが不法行為のプロパー・ローの終焉を告げる弔鐘と考へている。「これらの概念が英国の法律学の見解中に占めるべき位置をもちえないことは今や論争の余地はない」と彼らは

言及する。しかし、本当にそうなのであろうか。たとえわれわれが人数を計算し強調性の度を慎重に考慮しなければならぬとしても、ホドソン卿とウィルバーフォース卿は不法行為のプロパー・ローに賛意を表し、ゲスト卿とドノヴァン卿はそれに反対した。ピアソン卿はどのように言及したであろうか。卿は伝統的な英国規則に対して考えられる三つの修正を綿密に検討したが、その三番目のものが「不法行為のプロパー・ロー」として言及されてきた柔軟な規則が伝統的規則に代置されるべきである」というものであった。次いで彼はアメリカの諸判例のいくつかを引用し、次のように結論した。

「新しいアメリカの柔軟な規則ないしアプローチは、その十分な程度の柔軟性と共に——ともかく、この理論が最近の起源のものであって、さらなる発展が期待されうる現今においては——確定性に欠けており、争訟を創り出した長延させるように思われる。それにも拘らず、そうした新しいアメリカの柔軟な規則ないしアプローチは英国裁判所が英国規則に本来伴っている『フォーラム・ショッピング』の危険に対処するのを助けることにならう。」

この自信のない言葉は不法行為のプロパー・ロー理論に門戸を閉ざすことは殆どなく、また上記で引用した独断的な論評を正当化するものでもない。その上、ピアソン卿はその判決文の最後の章句で「申立てられている違法な行為が行われた場所の法律によつて……および法廷地の法律によつて訴えうるものでなければならぬ」というのが一般原則とすれば、原告が本件のような事件において十分な損害賠償を求める請求で勝訴できるためには例外が必要とされるであろう」と言及した。この判決文はもしピアソン卿の *Machado v. Fontes* に関する推論が少数意見である（現実にもそうであるが）ことが判明したときは、彼は正義を行うためにホドソン卿やウィルバーフォース卿と共通の立場を採る用意のあったことを示唆する。

本稿では貴族院が全面的に不法行為のプロパー・ローの理論を突如として採用したと主張してはいない。主張していることはせいぜい Philips v. Eyre 規則に何らかの柔軟性を注入する方向に最初の第一歩が踏出されたということである。そして、フランス人が言うように、それは辛い最初の第一歩でしかない。

## VIII ナイ 不法行為のプロパー・ロー——眞の抵觸の解決<sup>(19)</sup>

故カリイ教授は眞の抵觸の解決へ単純な解答をした。通常の解釈方法を以てして抵觸を解決できないときは、裁判所は選択権をもたず、他州の利益より法廷地の利益に優先権を与えねばならない。<sup>(20)</sup> かつ、このことは実際に裁判上の慣行に合致する。もちろん、大抵の事件で、外国規則は事実状態に利害関係がないと解釈することによって、争点は回避される。これは必ずしも説得力がない。Boys v. Chapin において、ウィルバーフォース卿は、一時的にマルタに駐留していた二人の英国人間で発生した衝突に、マルタは自国法を適用する利益をもたないと主張した。しかし、ある意味で、英国の関連は事故発生地と同様に偶然的である。原告と被告はお互いに明白に優越的な関連をもたない。貴族院が別途の結論に到達することもありえたというのは、諸事実が Boys v. Chapin のそれと極めて類似していた Dym v. Gordon <sup>(21)</sup> によって例証される。コロラドで発生した事故に卷込まれた両当事者は共にニューヨーク住所をもち、コロラド大学の夏期学級に通学するためコロラドに一時的に所在していた。彼らは以前には面識がなかった。専らコロラド州内を旅行する目的で、被告は原告にニューヨークで登録され保険をかけられた自動車に同乗させてあげると申出た。被告の過失の結果、原告は負傷した。コロラド州に損害の回復を妨げる無償同乗者法を制定していたが、ニューヨーク州はそのような制定法をもたなかった。

ニューヨーク上告裁判所は数年前に *Babcock v. Jackson* で同裁判所が率先して主唱したアプローチに追隨した。多数意見は「両当事者はその関係が形成されたときコロラドに居住しており、事故がコロラドを基地とする活動から生じた」事実を重要と考えた。その事実が裁判所をして、「コロラドは両当事者との関係自体およびその関係の形成基盤との間に、自州法とその根底に在る法目的の適用を明らかに正当化されるような重要な連結を有していたと結論させた。」<sup>(22)</sup>

同様の徴候があるから、外国人間のものであっても、自国領域内で発生した事故に、マルタは自国の制限的な損害賠償規則を適用する利益を有すると推断しても、穩当を欠くことはありえない。これを検証する最良の方法は、ケイヴァースが質した修辭学的な問題を言い替えることである。マルタ以外の場所に住所を有する人がマルタで蒙った負傷について、マルタで自動車を運転するマルタ国外に住所を有する人に、制限的規則は適用されるべきでないとい出して、マルタ立法府の一議員がその規則の修正を提案したとしても、それは「真実に立法目的を反映したものであろうか。」

*Boys v. Chaplin* が眞の抵觸の事案であったとすれば、英国裁判所が英法を適用するについて考えられる二つの説明の仕方がある。一つの仕方は、マルタの利益は英国とマルタの両者のうちでより少ないと評価され、認定されるとするものである。もう一つの仕方は、ひとたび英法が利益を有することが立証されると、即時にマルタの利益の重要度は無関係となるとするものである。

英国規則が制定法規であったとすれば利益「較量」は無関係であろう。嘗て *Schmidt v. Government Insurance Office of New South Wales* でニューサウスエールズ上告裁判所は一九〇一年の同州の夫婦（財産および不法行為関

係)法の適正な解釈に基づき、ニューサウスウエールズで登録された車輛の使用から煮起されたヴィクトリアで発生した事故に、当該夫婦法が領土外的に適用されると判決したから、当時その規則の適用についてヴィクトリアが有したであろう利益の重要度を考慮する余地はなかった。規則が制定法でなくて普通法に由来する場合には、何故、違つたアプローチをしなければならないであろうか。

従つて、(プロパー・ローを選択する共通の規則が超国家法ないし条約によつて確定される時期まで)、法廷地は自国法を適用する十分な利益を有することを条件として、外国に諸関連をもつ不法行為にも法廷地法を適用しようといふ、一般的規則を公式として定立することが可能であろう。特定の利益が特定の法廷地規則の適用を引き寄せるのに十分であるかは、当該法廷地規則の適正な解釈いかんによる。しかし、若干の概括的な仮説および指針を述べることはできよう。

1 訴訟が法廷地で提起された事實は、法廷地法のうち、手続に關係する部分の適用を引き寄せるのに十分であるのは、云うまでもないけれども、それ自体は法廷地実質法の適用を正当化するには十分でない。そのような場合には法廷地は管轄権の行使を拒否することが望ましい。それは二人のブラジル人がブラジルで行われたと主張される名譽毀損につき、英国で再び訴訟に係属させる手筈であつても、彼らは英国裁判所の扉が彼らに閉ざされているのに気付くであろうことを意味する。

2 訴訟がそれについて提起されている出来ごとが法廷地内で発生した事實は、通常、責任および損害賠償に関する法廷地実質法の適用を正当化するに足るであろう。

3 原告が外国での事件発生当時法廷地に通常の居所を有していた事實は、たとえ被告が外国に居所を有するとき

でも、法廷地に十分な利益を与える。これは *Rosenhal v. Warren* <sup>(23)</sup> において合衆国第二巡回区連邦控訴裁判所によって認められた。当該事件で多数意見を言渡したオークス主席裁判官は「損害賠償の制限に反対する強力なニューヨークの公の法目的は、ニューヨーク住民が訴を提起した総ての事件において、姉妹州のこれと相容れない法目的を打破り勝利を収めてきた」と言及した。事故当日以降の居所の変更は *Reich v. Purcell* において、また *Kemp v. Piper* なる南オーストラリア事件において無関係と考えられた。この利益は休暇中のあるいは職務の途中での外国における一時的居所によって打破されない。例えば *Boys v. Chaplin* である。一戸強力な理由によって、原告と被告の外国での出合いがたとえ偶然的であったとしても、双方が共に法廷地に通常の居所を有する場合には、法廷地は利益を有する。例えば、*Tooker v. Lopez*, *Boys v. Chaplin*, *Kemp v. Piper* である。

4 被告が外国での事件発生当時は法廷地に通常の居所を有する事実はそれ自体では十分な利益ではない。ここで、われわれは二つの事態を区別しなければならない。第一の事案は、法廷地が不法行為地法および/または原告の居所地よりも高い責任を課している場合である。その場合には、*Reich v. Purcell* および *Neumeier v. Kuehner* が例証しているように、法廷地は域外での発生事実につき州外の原告に被告が一戸高い法廷地の水準に依拠する責任を負うと判決する利益をもたない。第二の事案では、法廷地の責任が不法行為地法および/または原告の居所地によって課せられるものより一戸制限されている場合である。その場合には *Reich v. Purcell* で示唆されたように、法廷地が自身自身の利益を保護してはならない理由はない。結局、原告には法廷地を選択するに当って、ある程度の自由の許される範囲がある。

## IX フォーセット 不法行為の法選択における法目的の考慮—結論<sup>(24)</sup>

Boys v. Chaplin 判決は強力な法目的という要素を含んでいる。法目的の分析を用いて、本件の判決理由は一見して明らかなどころ以上に、高度に精密であると考えることができるし、同時に一般に受容られている本件の解釈のもとで指摘されている以上に、貴族院判事たちの間に暗黙の意見の一致がある。法目的の影響を認めることは一層間違いないアプローチに導くであろう。Boys v. Chaplin において根底にある法目的の考慮がもつと公然と認容されていたとすれば、われわれは法目的が衝突する「厄介な」諸事件を解決するための指針を収得しえたであろう。予見しうる将来における不法行為の法選択規則の改正の展望にとつて、先づ現行法のもとで作用している影響を十分に理解することが極めて重要である。法目的の分析を用いることのより直接的な利益は、印刷体になっている既存の法分析が多く事態に応答しえない場合に、法目的の分析はその応答を可能にするというものである。法目的の分析は限定された仕方では先例の形成を助けるのに用いることができる。例えば、あらゆる将来の事件において争点を解決すると見做すことのできるプロパー・ローは法廷地法によって限定されるべきでない判決している先決例が嘗て存在した。より精密なアプローチは、同一の争点に係わる将来の事件を、関連する法目的の考慮に従った、よりその場限りの仕方では解決するものとなる。法廷地法がプロパー・ローを限定すべきかどうかという争点が今後の事件で提起された場合に、この問題は種々別々の事実と関係し、法目的の考慮もまた相異なるであろう。これらの考慮に従って事件を解決し、プロパー・ローは法廷地法によって限定されるべきであるとの結論に到達することは大いにありうることであり、実際に望ましいであろう。このことはすべて一般的規則および例外の枠内でなされるべきである。法目的

の考慮が唯一の準拠法の決定要因であるアメリカのいくつかの州でなされてきたような、完全にその場限りのアプローチが採用されることを提案しているのではない。慎重に用いれば、法目的の分析は法に一層の安定性と予見可能性をもたらす貴重な手段を提供するが同時にこの領域において生じうる無数の問題を処理するのに必要な柔軟性を提供するのである。

X カーター 不法行為——法選択と契約上の責任制<sup>(25)</sup>

Coupland v. Arabian Gulf Oil における公判裁判官ホッジソン判事の判決および控訴院のロバート・ゴフ判事（オリヴァー並びにウォーラー両判事の意見一致）の判決はそれぞれの部面で幾分間接的とはいえ興味あるものである。これらの判決は *Boys v. Chaplin* の貴族院判決の余波をうける不法行為の法選択に関する一般的な論点に関係し、また、さもなければ契約の履行途中で生じることのある不法行為責任を契約条項によって排除しまたは制限することが、国際私法との関連で可能とされる限度という手に負えないと考えられる問題の双方に関係する。

Coupland v. Arabian Gulf Oil で訴訟を生じさせた事実は以下のようである。原告は被告の石油会社のためにリビアで働いているうちに事故に遭い、そのため下脚部を失った。この結果、彼はリビアの社会保障法および労働法のもとで、また雇用契約に基づき使用者である会社のかけた保険証券のもとで支払いを受けた。（ところが）、その後、原告は英国で被告に対する訴訟を提起し、過失に対しまた事故を惹起した契約違反に対し損害賠償を請求した。予備的争点に関し、ホッジソン判事は、リビア法が契約のプロパー・ローであるが、事件の諸事情に照らし、原告の請求が不法行為に属する限り、このことは関係がないと判決した。さらに、彼は申立てられた不法行為が英内国法のもと



でも、また不法行為地はリビアなのでリビア法のもとでも訴えうるものであるとの理由から、不法行為訴訟は継続されると判決した。

ホッジソン判事はその判決の大部分を専ら不法行為の法選択の問題に振向けた。彼は先づ第一に控訴院のものの足りない記録判決である Church of Scientology of California v. Commissioner of Police of the Metropolis に留意した。彼は当該事件の判決を Boys v. Chaplin [1971] A. C. 356 に取組む作業をはるかに容易にすると考えた。Church of Scientology 事件では、原告は西ドイツ連邦警察に対し英国首都警察によってなされた報告書が名誉毀損であると申立て、その報告書に関して損害賠償を請求した。控訴院はドイツにおいて名誉毀損訴訟が敗訴するかは全く明白でないが故に、原告の訴は排除されるべきでなく、かつ事案は英国と最も密接に関係していたから、原告は、ともかく不法行為が外国で行われたときは法廷地においてもまた不法行為地においても訴えうるものでなければならぬという一般原則に対する、例外に依拠することが可能であったと判決した。Coupland v. Arabian Gulf Oil でホッジソン判事は Church of Scientology に言及し、「その事件の重要性は、控訴院が双方の弁護人の同意を得て、ウィルバーフォース卿の判決文中に含まれる Boys v. Chaplin [1971] A. C. 356 の判決理由に確乎として賛同する決定をし、こうして、本官個人の意見に関する限りではこの論争に終止符をうった」と述べた。そして、ホッジソン判事はブリッジ控訴院判事の判決を引用したが、そのブリッジ判事は以下のようなウィルバーフォース卿の先の判決文を引用したのである。「従って、本官は、外国不法行為に関する英法の基本的規則は、関連する請求に就いての民事責任が行為のなされた外国の法律のもとで現実の両当事者間に存在することを条件として、英法によって不法行為として訴えることを要求していると改めて陳述するであろう。」それから、ブリッジ控訴院判事は Boys v. Chaplin の貴族院

判事の多数意見が当該一般的規則に対する制限的な例外を受入れたことを指摘した。その例外について、ホッジソン判事はプリッジ控訴院判事が、「二重の訴訟可能性という一般的規則に対する例外は *Boys v. Chaplin* の貴族院判事たちによって新たに宣言されたものである。もちろん、その真正の限界はもつと多くの事件が裁判所において判決されるにつれて明らかになってゆくだろう」と述べたことに特に留意した。そして、ホッジソン判事は *Church of Scientology* 事件の判決がこれらの点に関し、ホドソン判事と意見を同じくし、アーソン判事の意見も一致している。ウィルバーフォース卿の判決文の方向へ進むことを容認していると結論した。ホッジソン判事は二重の訴訟可能性への例外という決定的な叙述に到達するに先立ち、遂にウィルバーフォース卿の以下の判決文の引用に取りかかった。

「関連する争点の分離、および当該争点との関係において、関連する外国規則が法目的の問題として適用されるべきか否かの考慮を通して、必要な柔軟性を確保することができる。この目的上、規則の法目的を検証し、その規則がいかなる事態に、いかなる連結があれば適用される趣旨であったかを、即ち、審理中の事件の状況下において、その規則を適用しないことが、その規則が案出されるに当り対応しようとした利益に奉仕するかどうかを探索することが必要である。この技術は不法行為地法が人身傷害に対する損害賠償を制限しまたは排除している事件に、対応するのに十分に適合するよう思われる。その技術は明らかに必要かつ必然でさえある。

しかし、ウィルバーフォース卿は、「この例外は〔損害賠償がそのように制限ないし排除される〕総ての事件において採用されるとは限られず、否、多くの事件で採用されさえしないであろうことを強調した。一般的規則、〔即ち、二重の訴訟可能性という規則〕は、何故それから逸脱されるべきか、および何か別途の規則に由来するどのような解決が選択されるべきかの、明白かつ申し分ない事由が立証されない限り、適用されなければならない」ことを強調し

た。

次に、実際に「不法行為の通常の規則は訴訟が提起されている場所の法律——法廷地法——が準拠法である」ということは明らかである」という叙述を含んでいて、完全には理解するのが容易でないホッジソン判事の判決文の一節が現れる。しかし乍ら、原告の請求は英法によって規律されると認定した後には、同判事はさらに「*Phillips v. Eyre* 規則の第二部分を根拠としても、被告は勝訴しえない。……けだし、万一にも原告がこれらの諸事実に基づきリビアにおいて被告に対する請求を提起したとしても、当該請求は訴え得たであろうからである」と判決した。それ故、ホッジソン判事は実際に二重の訴訟可能性の規則を適用したが、それに対する例外を重要なものと見做さないで、そうしたことは明らかである。 *Phillips v. Eyre* 規則の第二部分に関する挙証責任は被告に課せられるという問題提起の仕方よりする言外の意味は、多分に誤解を生じる過度の単純化を含むというのが、筆者の提示する意見である。外国法に依拠しようとする当事者はその挙証責任を負うこともちろんである。従って、被告が二重の訴訟可能性の規則の第二部分に依拠したいと考えるとき、リビア法の内容を立証すべきは被告である。しかし、証明されたリビア法のもとで責任を生じるような仕方では被告が行動したことを立証すべきは原告である。控訴院のロバート・ゴフ判事は、「*Boys v. Chaplin* において貴族院によって述べられた原則を適用して、……彼（ホッジソン判事のこと）は、請求が法廷地法である英法によって、また不法行為地法であるリビア法によって訴えうることを、原告が立証しえるならば、原告は不法行為訴訟において勝訴しえようとの結論に到達した」という根拠から簡単に問題処理をしたのである。不法行為の法選択に関して、*Coupland v. Arabian Gulf* は二重の訴訟可能性という一般的規則の確認を表明している。控訴院では *Church of Scientology of California v. Commissioner of Police of Metropolis* において言及されたこと

を全く参照せず、二重の訴訟可能性規則への例外の制限について何とも言及されず、また *Boys v. Chaplin* の意義を評価するに当って、ウイルバーフォース卿の判決に卓越した優位が与えられなければならないという公判裁判官の見解は何ら引用されなかった。実際に、ホッジソン判事のこれらの事項の考察がそうであったように、付随的意見によってそれらが幾分ほのめかされた。しかし、ホッジソン判事の判決文が控訴院の *Coupland* 事件の判決録と一しょに記録されてきた事実は——ことにその判決文が *Boys v. Chaplin* の判決理由に何らかの解明の手がかりを投げかける限り、そして、とりわけその判決文が今や確手として設定された二重の訴訟可能性基準の例外というウイルバーフォース卿の公式に対して注意を集中するのに役立つ点で——喜ばしいことである。ウイルバーフォース卿は先づ争点を分離する必要を強調した。単にある争点が不法行為訴訟との関連で発生している事実は、それが *Philips v. Eyre* 規則の範囲内の争点であることを意味するという自動的推測の否認がこの中に黙示的に内在している。ひとたび争点が分離されたならば、事件の独得の諸事実を顧慮し、これらの諸事実の特性に照らし、正義が二重の訴訟可能性基準からの例外的な逸脱を要請しているか否かを考察しなければならぬ。上述のウイルバーフォース卿の章句中で筆者がイタリヤ体で印刷した一節には、*Philips v. Eyre* 中でしばしば引用されるウイレス判事 (*B. v. I. L.* 中のウイルケスは *Missouri*) の文言に付与されてきたものに匹敵すると同程度の権威が付与されるのを期待しても、恐らく不合理ではあるまい。

*Coupland v. Arabian Gulf Oil* と *ホッジソン判事* は、*Boys v. Chaplin* においてホドソン卿は関連する諸点についてウイルバーフォース卿と意見を同じくしたとの見解を採った。当該事件のホドソン卿とウイルバーフォース卿の判決文は最も光彩を放つとの見解が提示される余地あることは確実である。しかし、ホドソン卿はウイルバーフォース卿

ほどには争点の分離の必要を強調しなかつたと思われることから、彼らの力点の置き方には相違がある。要するに、ホドソン卿は実際に典型的でない事実状態にも極めて広範に「不法行為のプロパー・ロー」を進んで適用しようとしたと思われる。Boys v. Chaplin の事実状態は不法行為がマルタで行われたという唯一の状況を別とすれば、総ての構或要素が英国的である点で典型的なものではなかつた。それ故、ホドソン卿は争点が単に補償の限度に関するのみでなく、責任に関するものであつたとしても、恐らく専一的に英法に依拠しようとしたであろう。ウィルバフォース卿は多分この後の争点である責任に関して二重の訴訟可能性基準を適用したであろう。吾人は恐らく当該基準からの逸脱を正当化するために、諸状況が十分に典型的でない別の方法に関してさらに推測することを許されよう。Boys v. Chaplin で原告が第三の国に住所および居所を有し、被告は第四の国に住所および居所を有していたが、これら二国の関連する法律の内容が法廷地たる英国のこれに対応する法律と同様であつたとするならば、ホドソン卿の見解では逸脱が正当化されたであろうか。また一方、(申立てられる名誉毀損に当たる悪口が空港の乗継ぎラウンジで云われた場合のように) 不法行為が明らかに偶然的な情況や、(申立てられる不法行為が大陸横断鉄道の旅行中に行われた場合のように) 不法行為が分明でない事実は二重の訴訟可能性規則からの逸脱を正当化するであろうか。当該規則への例外の範囲は未だ十分に論議つくされたわけではないが、恐らくその利用可能性は必ずしも特定の争点の性質に依存するとは限らないであろう。——幾つかの事実状態は当該規則からのより一般的な逸脱を正当化するかもしれない。

あとがき

最後にこれらの学説を比較検討するべきであるが、微細な作業は別稿に譲り、結論として、筆者の見解はモリスのそれと合致すること、また一つの立場を採れば、その他の学説の批判は相当容易であることを指摘しておきたい。ただ、割合い最近のナイとことにフォーセットの意見はやや異質かつ暫新であって、別途に詳論すべき価値があるように思われる。

注

- (1) Pearl, Conflict of Laws-Tort-Still a "Troubled Area", C. L. J. (1969), pp. 201-204.
- (2) Carter, Foreign tort, B. Y. I. L. (1970) Vol. 44, pp. 222-226.
- (3) Morris, Harvard Law Review, 64 (1951), p. 881.
- (4) Hancock, Torts in the Conflict of Law, p. 89
- (5) Ibid., p. 343
- (6) Kell v. Henderson 270 N. Y. S. 2d 552 に お づ け ニ ュ ー ヨ ーク 上 告 裁 判 所 は 殆 ど 正 確 に 反 対 の 諸 事 実 に つ い て、(恐らく意味深長ながら) 'Babcock v. Jackson [1963] 2 Ll. R. 286. の 思 考 方 法 に 従 う こと を 拒 否 し た。
- (7) これは Babcock v. Jackson の 争 点 で あ っ た。当 該 事 件 で も し 争 点 が 被 告 の 過 失 に 関 す る も の で あ っ た と す べ ば、事 故 発 生 地 法 た る オ ン タ リ オ 法 が 適 用 さ れ た て め であ る と 明 示 的 に 指 摘 さ れ た の は 重 要 で あ る。
- (8) Graveson, Toward a Modern Applicable Law in Tort, L. Q. R. (1969) Vol. 85, p. 505 at p. 514.
- (9) North and Webb, Foreign tort and English Courts-The effect of Chaplin v. Boys, I. C. L. Q. (1970) Vol. 19, p. 24 at 34.
- (10) Dicey and Morris, Conflict of Laws (8th ed., 1967) p. 914 et seq. また、法律抵触に関する限り、何も触れられていな

とつて、正当に判決されたと思われる *Schneider v. Eisovitch* [1960] 2 Q. B. 430を見よ。

(11) [1969] 1A. C. 33.

(12) *Karsten, Chaplin v. Boys: Another Analysis*, 1. C. L. Q. (1970) Vol. 19, p. 35 at p. 43.

(13) 単に公序のみがそのような逆行した規則を正当化しえよう。だが、不法行為法が明らかに刑法と区別される現今ではこの正当事由は消滅した。エーレンツヴァイクは(1968)171. C. L. Q. at p. 3で次のように言及する。

「すべての指導的国々の判例法は(不法行為地体制を認めるといふ定評のある国々を含めてさえ)、これらの国々の裁判所は、損害回復が法廷地法のもとで与えられていなかった場合に、ほんの稀にしか外国法に基づく損害回復を認めなかったことを示している。このことは専ら法律抵触における正義へのより進歩的な動向を創建する機会が失われたことを意味する。

(14) これは(一般的規則として不法行為地法を採用している)道路交通事故の準拠法に関するハーグ条約のアプローチでもある。その限りで *Chaplin v. Boys* は英国がこの条約を指示するのを容易にした。不幸なことに、この条約は一般的規則への例外のための連結素として当事者たちの人的な関連ではなくて、関係車軸の登録国法(明らかに保険業界の陳情への譲歩である)を用じている。条約の原文については(1969)181. C. L. Q. 664を参照せよ。

(15) [1967] 3W. L. R. at 331, Per Lord Hodson. これは決定的な反論ではない。プロパー・ローは契約における一般的規則であり、そこでは少なくとも安定性に対する必要が大き。身分問題においてさえ類似する何かがある。 *Indyka v. Indyka* [1969] 1A. C. 33(H. L.)は外国離婚の承認について「真実かつ実質的関連」という基準を設定している。

(16) 争点を不法行為に関するとしなくて、両当事者の関係に関する性質決定することはもう一つの重要な逃げ路である。「ある事項が通常英国不法行為法に関する論文中で取扱われている事実は、その事項が自動的に *Phillips v. Eyre* 規則の範囲内に必然的に入ることを意味しない」。 *Cheshire, Private International Law* 7th ed. (1965) p. 254……。しかし性質決定という手法は両当事者間に先行する関係がなかった *Boys v. Chaplin* のような事件を解決しないであろう。

(17) *McGregor, The International Accident Problem*, M. L. R. (1970) Vol. 33 p. 1 at p. 14. 不正行為地の決定をめぐる問題は本件では取りあげられていない。国際的自動車事故は不法行為の他の領域、とりわけ製造物責任および名誉毀損と殆ど同程度には行為地と侵害地の間のありふれた論議を生ぜず、従って、法域の境界を越える射撃事故その他は傍におかれる。

(18) *Morris, The Conflict of Laws*, 3rd ed. (1984), p. 312 et seq.

- (19) Nygh, *Some Thoughts on the Proper Law of a Tort*, I. C. L. Q. (1977) Vol. 26 p. 932 at p. 947 et seq.
- (20) Currie, *Selected Essays on the Conflict of Laws*, at p. 184.
- (21) 209 N. E. 2d 792(1965).
- (22) 明らかた、この判決は現今ではその後の *Tooker v. Lopez*, 249 N. E. 2d 394(1969) のニューヨーク上告裁判所判決によって破棄され、その後の破棄は後の *Neumier v. Kuehner*, 286 N. E. 2d 454(1972) によって同じ裁判所によって承認された見做されなければならない。
- (23) 475 F. 2d 438 at p. 443(1973)
- (24) Fawcett, *Policy Consideration in Tort Choice of Law*, M. L. R. (1984) Vol. 47, p. 650 at p. 669.
- (25) Carter, *Choice of Law and Contractual Limitation of Liability*, B. Y. I. L. (1983) p. 301 et Seq.  
追注
- (1) (Rev Critique de D. I. P. 153(1964) P. 111~)
- 事実関係が *Boys v. Chaplin* と類似した事件が折茂名誉教授によって適示されている。その事件ではドイツ連邦共和国の道路上で被告フランス人が起こした自動車事故によって前途あるフランス青年が死亡したことにつき、その父から物質的損害の補償のみでなく精神的損害の金銭的賠償が請求された。不法行為地法たるドイツ法によれば精神的損害に対する金銭的賠償は認められないとの抗弁に対し、セーヌ大審裁判所はフランス判例が一般的に不法行為地法の適用を認めているとしても、子の事故による父の精神的損害の賠償請求は「普遍的正義の諸原則」および「フランス公序」という二段階の公序の援用によって認容されるとした。公序および当事者の共通本国法という視点についての詳細は、折茂豊『国際私法研究』一四七頁―一五頁を見よ。
- 単に被害者と加害者の共通国籍というだけでは不法行為地法は排除されないであろう。
- (2) *Slater v. Mexican National R. Co.*, 194 U. S. 120(1904)
- この事件はポビュラーなものであるが、最近、ホームズ判事の既得権理論に関連して奥田安弘教授により次のような解説が提示されている。「ホームズ判事の既得権理論は、*Walsh v. New York & N. E. R. Co.*, 160 Mass. 571(1894) において初めて示されたと言われているが、その詳細な展開は、*Slater v. Mexican National R. Co.*, 194 U. S. 120(1904) (以下では



スレイター事件判決と略称する)から始まったと見るべきである。本件は、テキサス州とメキシコ・シティーを結ぶ鉄道を経営していたコロラド州法人を被告として、メキシコの領土内で起こった事故により死亡した従業員(テキサス州民)がメキシコ法にもとづき損害賠償を請求した事件であった。ホームズ判事は、米国裁判所におけるメキシコ法の取り扱いについて、次のように述べている。

「テキサス州(原審法廷地——訳注)も権利侵害による死亡に関する訴訟を認めた制定法を有するので、本件責任は他のジュリスディクションにおいて発生したものであるけれども、それをテキサス州において執行するにあたり、政策の一般的対立は、もちろん存在しない。しかし、これは、かかる責任が権利侵害行為地以外のジュリスディクションにおいて執行される場合に、当該行為がその(「法的な」)性質または結果に関して、わずかでも法廷地法に服することを意味しないことは明らかである。一方、これは、行為地法が領土外において機能するということも、ほとんど意味しない。涉外訴訟の理論によると、本件の行為は、法廷地のいかなる法にも服さなかつたけれども、ある債務を発生したのであり、この債務は、その他の債務と同様に、人についてまわり、その人がどこにいようと執行することができる。しかし、この債務の唯一の発生源が行為地法であるので、その結果、行為地法は、債務の存在のみならず、債務の範囲をも決定することになる。」(引用判例省略)奥田教授の論稿中の英文は、簡略化のため割愛してある。原文(北法41巻516号228頁を参照されたい)

以上のようなスレイター事件判決の趣旨は、その他の判決で述べられたホームズ判事の意見をも勘案するならば、次のように理解することができる。すなわち、債務の発生そのものは、行為地法によつてのみ根拠づけられるのであり、法廷地の裁判所は、そのような発生活済みの債務、すなわち既得権を執行するだけである。したがって、ホームズ判事においては、債務の発生と執行は明確に分断されるので、両者は別々に考察されなければならない。」